改定日　2024/07/09　　整理番号100-110

1. 化学物質等及び会社情報

発売元	：	株式会社文化雑巾
住　所	：	埼玉県鴻巣市広田3538
電話番号	：	048-578-8953
FAX番号	：	048-578-8954
緊急連絡先	：	同上

２．危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性　　眼に対する重篤な損傷・眼刺激性　区分2A

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）　：　区分3（気道刺激性）

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）　：　区分1（吸入：肺）

記載の無いものは、分類できない、分類対象外または区分外。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：

注意喚起語　：　危険

危険有害性情報　：　強い眼刺激

呼吸器への刺激のおそれ

長期にわたる、または反復ばく露による肺の障害

注意書き

安全対策　：　ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

：　粉じん／ヒュームを吸入しないこと。

：　取扱い後には皮膚をよく洗う。

：　取扱い後は眼をよく洗う。

：　保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

：　この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

：　屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

応急処置　　：　飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
直ちに医師の診断を受けること。
：　吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
：　眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。
次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
：　皮膚または髪に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
：　気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
保　管　　：　直射日光を避け、容器を密閉して換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。
廃　棄　　：　内容物、容器、廃液を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に
業務委託すること。

３．組成、成分情報

化学物質・混合物の区別　：　混合物

化学名	CAS番号	官報公示整理番号（化審法・安衛法）
酸化アルミニウム	1344-28-1	（安衛法）政令番号189

労働安全衛生法　：　名称等を通知すべき危険物：酸化アルミニウム
法令指定番号：有害物（法第57条の2、施行令 189）　第18条の2別表第9

４．応急措置

吸入した場合　　：　空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師の診断を受ける。
呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに
医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合　：　直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。石鹸を使い、流水、シャワー等で洗うこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
外観に変化がみられたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。
眼に入った場合　　：　眼を擦ったり、固く閉じさせてはならない。
直ちに、多量の流水で 15 分以上注意深く洗うこと。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合　　：　水で口をすすぐ。

無理に吐かせてはならない。
被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。
直ちに医師の診断を受ける。

応急処置をする者の保護　：　適切な保護具を着用する。（８．暴露防止及び保護措置の項を参照）

５．火災時の措置

消火剤　：　霧状水、泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。

特有の消化方法　：　火元への燃焼源を遮断する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されている時は移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去する。
消火活動は風上から行う。
周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護　：　適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

：　直ちに適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業の際には保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、粉じん、ヒュームなどを吸入しない。
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
密閉された場所に立ち入る前に換気する。

環境に対する注意事項

：　漏出した物質が下水や排水溝へ流出または地下へ浸透することを防止する。

回収・中和　：　砂・布などに吸収させて、密閉できる容器に回収する。
漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。
回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

二次災害防止策　：　付近の発火源となるものを速やかに取り除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
付着物・廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策　：　「８．暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

局所排気・全体換気　：　換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。

安全取扱注意事項　：　すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗う
容器の移動ならびに開封時には注意して取り扱い、漏出や飛沫の飛散を防止すること。

保管

適切な保管条件　：　直射日光を避け、40℃以上の高温、-5℃以下の低温を避け、換気の良い冷暗所等に保管する。
食品、飲料水、動物の餌から離しておく。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策　：　この製品を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

管理濃度　：　設定されていない

許容濃度　：　（産衛学会）【粉塵許容濃度】（第１種粉塵）吸入性粉塵 0.5 mg/m3 総粉塵 2 mg/m3
（ACGIH）未設定

保護具

呼吸器の保護具　：　防塵マスクを着用する。
手の保護具　：　不浸透性の保護手袋（ゴム手袋等）を着用する。
眼の保護具　：　保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等）を着用する。
皮膚及び身体の保護具　：　作業着、長靴、前掛け等を着用する。

衛生対策　：　この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

９．物理的及び科学的性質

外観（物理的状態、形状、色など）

形状　：　軟ペースト状
色　：　白色
ｐＨ　：　5.0
引火点　：　データ無し
比重（密度）　：　約 1.35
爆発範囲　：　データ無し

１０．安定性及び反応性

安定性　：　常温及び通常の保存条件下で安定。
危険有害反応性　：　情報なし。
混触危険物質　：　情報なし。
避けるべき条件　：　直接日光、40℃以上の高温、凍結の恐れのある環境。

危険有害な分解生成物　：　情報なし。

その他　：　情報なし。

１１．有害性情報

眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性

：　混合物の成分の眼に対する重篤な損傷または眼刺激性－区分2Aの濃度合計が10%以上のため、眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性を区分2Aとした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

：　混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）－区分3（気道刺激性）の濃度が20%以上のため、特定標的臓器毒性（単回ばく露）を区分3（気道刺激性）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

：　混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）－区分1（吸入：肺）の濃度が10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復ばく露）を区分1（吸入：肺）とした。

１２．環境影響情報

水生環境有害性（急性）　：　データ不足のため分類できない。

水生環境有害性（慢性）　：　データ不足のため分類できない。

生態毒性　：　データ無し

生態蓄積性　：　データ無し

残留性・分解性　：　データ無し

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物　：　関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた
産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して
廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知
の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出することは避ける。

汚染容器及び包装　：　容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、産業廃棄物処理業者
に処理を委託する。

１４．輸送上の注意

国際規制

国連分類（Class）　：　国連の基準で評価して危険物に非該当。

国連番号（UN　No.）　：　国連の基準で評価して危険物に非該当。

国内規制

陸上規制　：　消防法、道路法等の規定に従う。

海上規制情報　：　該当しない。

海洋汚染物質　：　該当しない。

航空規制情報　：　該当しない。

輸送の特定の安全対策及び条件　：　「７．取扱い及び保管上の注意」の項の記載に従う。
容器の破損、腐食、漏出等がないことに注意・確認する。
転倒、落下、破損がないような積載方法、荷崩れの防止を確実に行う。

１５．適用法令

国内適用法令

労働安全衛生法　：　表示対象物：酸化アルミニウム（政令番号 第189号）
（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）

水質汚濁防止法　：　指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

消防法　：　指定可燃物、可燃性液体類

水道法　：　有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）

PRTR法　：　該当しない

毒劇物取締り法　：　該当しない

１６．その他の情報、参考文献

日本ケミカルデータベース株式会社

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありません。
何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分ご注意ください。